

大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成24年2月24日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第4号

大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（特定管理職員としない職員） 第4条 （略） （1）大阪広域水道企業団職員の任用に関する規則（平成23年大阪広域水道企業団規則第12号）別表（以下「<u>任用選考基準表</u>」という。）に掲げる<u>理事級</u>に属する職を占める職員（以下「<u>理事級職員</u>」という。） （2）任用選考基準表に掲げる<u>部長・副理事級</u>に属する職を占める職員（以下「<u>部長等級職員</u>」という。） （3）（略） 第6条 （略） 2 （略） （1）（略） ア <u>理事級職員</u>のうち管理職手当の区分が1種の職を占める職員 イ <u>部長等級職員</u>のうち管理職手当の区分が1種の職を占める職 ウ （略） （2）（略） ア <u>理事級職員</u>（前号アに該当する職員を除く。） イ <u>部長等級職員</u>のうち管理職手当の区分が2種の職を占める職員 （3）（略） ア <u>部長等級職員</u>（第1号イ又は前号イに該当する職員を除く。） イ・ウ （略） （4）（略）</p>	<p>（特定管理職員としない職員） 第4条 （略） （1）大阪広域水道企業団職員の任用に関する規則（平成23年大阪広域水道企業団規則第12号）別表（以下「<u>任用選考基準表</u>」という。）に掲げる<u>部長級</u>に属する職を占める職員（以下「<u>部長級職員</u>」という。） （2）任用選考基準表に掲げる<u>次長級</u>に属する職を占める職員（以下「<u>次長級職員</u>」という。） （3）（略） 第6条 （略） 2 （略） （1）（略） ア <u>部長級職員</u>のうち管理職手当の区分が1種の職を占める職員 イ <u>次長級職員</u>のうち管理職手当の区分が1種の職を占める職 ウ （略） （2）（略） ア <u>部長級職員</u>（前号アに該当する職員を除く。） イ <u>次長級職員</u>のうち管理職手当の区分が2種の職を占める職員 （3）（略） ア <u>次長級職員</u>（第1号イ又は前号イに該当する職員を除く。） イ・ウ （略） （4）（略）</p>

別表第4（第16条関係）			別表第4（第16条関係）		
職員		(略)	職員		(略)
(略)		(略)	(略)		(略)
特定管理 職員	理事級職員 及び部長等 級職員以外 の職員	(略)	特定管理 職員	部長級職員 及び次長級 職員以外の 職員	(略)
	理事級職員 及び部長等 級職員	(略)		部長級職員 及び次長級 職員	(略)

附 則

この規程は、公布の日から施行する。